

法律扶助だより



「別府湾と高崎山」 波静かな別府湾をはさんで向かいの白い帯が大分市、手前が別府市。真ん中の特徴的な形の山が、お猿の寄せ場で有名な高崎山。県外で生活する大分県人が、ふる里を想い起こす「心象風景」の一つです。

（写真：大分市観光協会提供）

CONTENTS

特集1 「犯罪被害者が求める支援と法律家の役割」2

「岡村勲弁護士インタビュー」

「犯罪被害者が求める支援と司法関係者に望むこと」(社)被害者支援都民センター事務局長 大久保恵美子

「犯罪被害者法律援助3年間の実績と課題」 (財)法律扶助協会 瀧澤 佳代

特集2 「司法ネットを創る—総合法律支援法への提言—」10

「『支援』とアクセス理念の展開」 弁護士 早野 貴文

「イギリスのコミュニティ・リーガル・サービスが示唆するもの」 立教大学教授 濱野 亮

「総合法律支援法案の評価と課題」 (財)法律扶助協会専務理事 藤井 範弘

法律雑感9

作詞家・作家 阿久 悠 氏

リーガルサービス・リサーチセンター国際会議報告16

司法的解決の可能な問題に関する第1回報告出される(イギリス) ...18

支部だより・大分県支部20

TOPICS22



財団法人 法律扶助協会

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階 TEL.03-3581-6941 URL: <http://www.jlaa.or.jp/>

レポート

犯罪被害者法律援助 3 年間の実績と課題

法律扶助協会 本部総務部総務係主査 瀧澤 佳代

日本においても、犯罪の急増や事件の凶悪化が大きな社会問題となってきたことを背景に、加害者に比べ立ち遅れが指摘されていた犯罪被害者に対する支援と援助の必要性も、近年ようやく制度的要請として捉えられるようになった。犯罪被害者等給付金制度の改正（平成13年7月）、刑事訴訟法・検察審査会法改正（同12年5月）、犯罪被害者保護法（同12年11月）など、法律的な整備は次第に進められてきたが、こうした環境の中で、犯罪被害者に対する弁護士による援助が公的に要請されるのは時間の問題であるという認識のもとで、法律扶助協会としてはそのための制度的整備の基礎的条件を探ることが急務であった。

当協会の「犯罪被害者法律援助」は、犯罪被害者のための弁護士による援助のあり方を探るパイロット・プロジェクトとしての位置づけのもと、当面3年間という期間において、弁護士の援助がどのような意味を持ち、どのような場面でどのような援助が必要・有効であるかを検討するための基礎的なデータを得ることを目的として、日本財団の助成を受け、平成13年度から全国で開始された。

犯罪被害者法律援助実施要綱の構成

犯罪被害者法律援助は、理事会で承認された実施要綱に基づき、協会のいわゆる「自主事業」として実施されている。

まず、目的として、「犯罪により被害を受けた者及びその遺族が、弁護士による支援を受ける必要性和相当性が認められる事案で、弁護士費用を立て替えるなどの援助を行う。」とされ、支部に犯罪被害者法律援助審査委員会において、援助の申込に対する諾否、援助費用の種類及び額等について審査決定する。

援助の対象としては、生命（殺人・傷害致死、過失致死など）、身体（傷害・暴行など）、自由（逮捕・監禁・誘拐など）、人間の尊厳（名誉毀損・強姦など）等に関する犯罪被害者に対する弁護士の援助で、

- （1）法律相談（継続相談を含む）
- （2）刑事告訴
- （3）法廷傍聴の同行
- （4）証人尋問、意見陳述の付き添い
- （5）刑事訴訟手続きにおける和解等の交渉

（6）マスコミ対応

（7）その他犯罪被害者支援のために必要な事項となっている。また、援助要件としては、

- （1）資力に乏しいこと
- （2）援助の相当性と必要性があること
- （3）法律扶助の趣旨に適していること

となっており、資力に関する審査基準としては、民事法律扶助事業の資力基準が一定の条件付で準用されている。犯罪被害者や遺族は事件によるショックから仕事を続けられなくなったり、一家の稼ぎ手を失うなど、被害を受けた後、経済的にも困窮するケースが多いことから、資力基準は弾力的に運用することとされている。援助要件のこのような構成は、民事法律扶助と多くの点で共通なものであり（要綱に定める「援助の相当性と必要性」は、民事法律扶助では「勝訴の見込みがないとはいえないこと」となっている）、犯罪被害者法律援助が民事法律扶助の一部門として捉えられていることを示している。

ただし、援助の対象となる弁護士の活動は、法廷の内外、加害者の起訴の前後を問わず、また活動範囲としても比較的広くとられている。これは、犯罪被害者援助の特質として、援助を行う弁護士には法的援助だけでなく、情報提供や精神的ケアを含めた広範な支援が必要であると考えられたためである。

犯罪被害者法律援助のもう一つの特徴として、弁護士会との連携の重要性が挙げられる。現状では、被害者が弁護士に支援を求める場合の初期的窓口としては各弁護士会の被害者支援委員会が実施している相談がほとんどであり、弁護士会の理解と協力が不可欠である。このため、受任弁護士の推薦方法、会員に対する事業の周知などについて充分協議のうえこれを実施することが、要綱にも明記されている。

多様な問題、多様な援助内容

この3年間で、犯罪被害者法律援助により支援された案件は192件となった。13年度は初年度で制度自体の周知が行き渡らなかったこともあり、38件にとどまったが、14年度では73件、15年度では81件と、ほぼ当初の予定に近いものとなっている。ただし、各地の弁護士会における支援体制の違いを反映してか、援助実績は支部により大きく異なり、東京が92件と全体の約半数を占めるほか、

大阪（20件）、兵庫（11件）、京都（10件）、石川（8件）などとなっており、1件以上の実績を出した支部は26支部と、全50支部の約半数にとどまっている。

被害の態様では、性被害（強制わいせつ、強姦）が90件で全体の46.9%にのぼり、傷害・傷害致死（46件、24.0%）、殺人・殺人未遂（23件、12.0%）などとなっている。殺人事件の中にはマスコミにより大きく報道されたものも含まれている。性被害の多さを反映して、申込者の77.1%は女性である。

受任弁護士が行った支援活動としては、継続的な相談、刑事手続きに関する情報提供はほぼ全件において行われているほか、刑事告訴（全体の42.2%）、法廷での支援活動（同30.7%）、刑事手続を含む和解交渉（22.9%）などとなっている。

受任弁護士の活動内容は被害の内容、被害者の態様により大きく異なり、法廷の内外で数十回に及び支援回数に及ぶものから、警告書を送付しただけで終了したもので、さまざまである。また、示談交渉で相当額の支払いを受けた者も少なからずあった。

金銭的な被害回復がないケースでも、依頼者の法廷での証言や意見陳述など、被害者の立場を守るために大変な努力がなされている。こうした努力は報告の上で形の残るものではないが、被害者の方の真相究明の希望と立ち直りのためになされた受任者の努力がうかがえる。弁護士の援助が得られなければ、被害の回復が行われなかったと思われる事件も多数見受けられる。被援助者からは、弁護士の介入により加害者からの接触がなくなり精神的に安定した、事件記録の取り寄せにより事件の真相や加害者の状況把握ができ被害感情が癒されたといった感想が寄せられている。

また援助の中に児童虐待のケースが11件含まれており、援助の必要性、緊急性という点では充分首肯できるものであるが、保護命令の取得を内容とする援助類型としては民事法律扶助に適合するものと思われる。協会では17年度からこうしたケースについて、民事法律扶助の緊急援助として対応していくことを検討している。

16年度も引き続き実施

協会では日本財団の理解をいただいて、平成16年度においても引き続き犯罪被害者法律援助を行うこととし、

犯罪被害者法律援助実績

（金額は単位：円）

年度		13年度	14年度	15年度	合計
援助件数		38	73	81	192
支出金額		3,800,000	7,265,950	8,270,000	19,335,950
日本財団助成金		3,040,000	5,812,000	6,400,000	15,252,000
被害の態様	性被害	15	28	47	90（46.9%）
	傷害・傷害致死	12	20	14	46（24.0%）
	殺人・殺人未遂	4	8	11	23（12.0%）
	児童虐待	3	5	3	11（5.7%）
	その他	4	12	6	22（11.4%）
申込者の性別	男	14	15	15	44（22.9%）
	女	24	58	66	148（77.1%）
援助内容* （複数回答あり）	刑事告訴	16	38	27	81（42.2%）
	法廷での支援活動	12	20	27	59（30.7%）
	刑事和解含む示談交渉	5	12	27	44（22.9%）
	刑事記録閲覧謄写	5	4	19	28（14.6%）
	検察審査会申立	2	1	1	4（2.1%）
	マスコミ対応	2	4	4	10（5.2%）
	被害届提出	-	24	5	29（15.1%）

* 継続的な相談、刑事手続きに関する情報提供はほぼ全件において行っている。

その規模も15年度の倍以上の200件を予定している。そこで引き続き、公的制度としてこの制度を設計していく上での課題を検討することになるが、さしあたり、援助の必要性・相当性 対象者の範囲と利用者の負担 援助内容に応じた弁護士の費用 などが検討されることになろう。

協会では16年度の事業実施にあたって、費用の支出を立替制から交付制とする

着手時に弁護士に支払う費用額を、一律10万円から、支援の内容や難易により柔軟に増減できるようにする

被援助者が援助により財産的利益を得た場合には、費用援助基準に基づき報酬金額を決定するなど、実施要綱を修正し、より現実的なものとしている。

公的制度へ前進を

今国会で審議中の「総合法律支援法」案では、設立される予定の日本司法支援センターの事業の一つとして犯罪被害者支援が含まれることになったが、その内容は情報と資料の提供に留まっている。

被害者への支援はまだまだ充分とはいえないが、この3年間の法律扶助協会の経験は、被害者が刑事法廷を中心に真相の究明を求め、真の意味で被害の回復を実現するためには弁護士の助力が不可欠であることを示唆している。社会的にも経済的にも弱い立場に置かれた犯罪被害者の救済は、国民の法的権利の擁護・弱者救済を理念とする法律扶助の中心的な事業の一つになる可能性を持っている。公的制度として確立していく上でクリアすべき課題は多いが、この機会に国の制度として犯罪被害者法律援助（弁護士による援助）を是非制度の内容にとり入れることを検討していただきたい。